

岩手県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 7 月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第41号

岩手県県税条例の一部を改正する条例

岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>附 則</p> <p>（自動車取得税の税率等の特例）</p> <p>第27条 自家用の自動車で軽自動車（道路運送車両法第3条にいう軽自動車をいう。）以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和49年4月1日から平成20年3月31日まで又は<u>地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）の公布の日の翌日（第6項、第7項及び第9項並びに次条第2項において「平成20年改正法適用日」という。）</u>から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、第121条の規定にかかわらず、100分の5とする。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が附則第25条第2項に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので法附則第32条第7項の総務省令で定めるものの取得（第2項から第4項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が<u>平成20年改正法適用日</u>から平成22年3月31日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。</p> <p>7 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて</p>	<p>附 則</p> <p>（自動車取得税の税率等の特例）</p> <p>第27条 自家用の自動車で軽自動車（道路運送車両法第3条にいう軽自動車をいう。）以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和49年4月1日から平成20年3月31日まで又は<u>平成20年5月1日から平成30年3月31日までの間に行われたときに限り、</u>第121条の規定にかかわらず、100分の5とする。</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が附則第25条第2項に規定する平成17年窒素酸化物排出許容限度（次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので法附則第32条第7項の総務省令で定めるものの取得（第2項から第4項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が<u>平成20年5月1日</u>から平成22年3月31日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。</p> <p>7 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて</p>

得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第32条第8項の総務省令で定めるものの取得（第2項から第4項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成20年改正法適用日から平成22年3月31日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

8 [略]

9 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。）の取得（第2項から第4項まで、第6項又は第7項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成20年改正法適用日から平成22年3月31日までの間に行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、第1号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までに行われた場合にあつては、100分の1）を、第2号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2を、第3号に掲げる軽油自動車にあつては100分の1（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までに行われた場合にあつては、100分の0.5）をそれぞれ控除した率とする。

(1)～(3) [略]

(軽油引取税の税率の特例)

第28条 [略]

2 平成5年12月1日から平成20年3月31日まで又は平成20年改正法適用日から平成30年3月31日までの間に第124条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の

得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので法附則第32条第8項の総務省令で定めるものの取得（第2項から第4項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第120条第1項の規定の適用については、当該取得が平成20年5月1日から平成22年3月31日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

8 [略]

9 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。）の取得（第2項から第4項まで、第6項又は第7項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成20年5月1日から平成22年3月31日までの間に行われたときに限り、第121条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、第1号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までに行われた場合にあつては、100分の1）を、第2号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2を、第3号に掲げる軽油自動車にあつては100分の1（当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までに行われた場合にあつては、100分の0.5）をそれぞれ控除した率とする。

(1)～(3) [略]

(軽油引取税の税率の特例)

第28条 [略]

2 平成5年12月1日から平成20年3月31日まで又は平成20年5月1日から平成30年3月31日までの間に第124条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油

	<p>軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第125条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第124条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、第128条の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、32,100円とする。</p>	<p>若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第125条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第124条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税の税率は、第128条の規定にかかわらず、1キロリットルにつき、32,100円とする。</p>
2	<p>附 則 (法人の事業税の税率の特例) 第20条の2の4 [略]</p>	<p>附 則 (法人の事業税の税率の特例) 第20条の2の4 [略] 2 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)についての第45条及び前項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号ウの表中「100分の3.8」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の4」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.7」と、同条第3項第1号ウ中「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、前項中「第45条第1項第2号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第45条第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の4.3」とする。</p>
3	<p>(県民税の課税客体等)</p>	<p>(県民税の課税客体等)</p>

第27条 [略]

2 [略]

3 外国法人に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で政令第7条の3の5で定めるものをもって、その事務所又は事業所とする。

4 [略]

5 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によって法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

6・7 [略]

（事業税の課税客体等）

第42条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によって、その法人に課する。

（1）次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア [略]

イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号

第27条 [略]

2 [略]

3 外国法人に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で法第24条第3項の政令で定めるものをもって、その事務所又は事業所とする。

4 [略]

5 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によって法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

6・7 [略]

（事業税の課税客体等）

第42条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によって、その法人に課する。

（1）次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア [略]

イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項各号

に掲げる法人、法第72条の24の7第5項各号に掲げる法人、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

(2) [略]

2～4 [略]

5 外国法人又は法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人の行う事業に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で政令第10条の2で定めるものをもって、その事務所又は事業所として事業税を課する。

6 [略]

(外国人留学生の寄宿舎の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第64条の8 民法（明治29年法律第89号）第34条の法人で外国人留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第4条第1項第6号に該当する者としての在留資格を認められた者をいう。以下この項において同じ。）の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とするものが不動産を取得した場合において、土地の取得にあっては当該取得の日から5年以内に当該土地を外国人留学生の寄宿舎（政令第39条の7の3で定めるものに限る。以下この条において同じ。）の用に供したとき、家屋の取

に掲げる法人、法第72条の24の7第5項各号に掲げる法人、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、同条第5項に規定するみなし課税法人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

(2) [略]

2～4 [略]

5 外国法人又は法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人の行う事業に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で法第72条の2第6項の政令で定めるものをもって、その事務所又は事業所として事業税を課する。

6 [略]

(外国人留学生の寄宿舎の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第64条の8 公益社団法人又は公益財団法人で外国人留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の4の表の留学の在留資格を認められた者をいう。以下この項において同じ。）の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とするものが不動産を取得した場合において、土地の取得にあっては当該取得の日から5年以内に当該土地を外国人留学生の寄宿舎（法第73条の27の8第1項の政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。）の用に供したとき、家屋の取得にあっては当

得にあっては当該取得の日から引き続き3年以上当該家屋を外国人留学生の寄宿舎の用に供したときは、当該土地の取得又は家屋の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2～7 [略]

(不動産取得税の課税免除)

第66条 次の各号のいずれかに該当する不動産の取得に対しては、その取得者の申請により不動産取得税を免除する。

(1)・(2) [略]

(3) 民法第34条の法人でその出資金額又は拠出された金額の全額が地方公共団体により出資又は拠出をされているものが、その本来の業務のために譲渡する目的で前号に規定する事業の用に供する土地又は政令第37条の11各号に規定する不動産を取得したときにおける当該不動産の取得

2 [略]

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第67条の2 [略]

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法第482条に規定する他の給付又は同法第549条若しくは第553条に規定する贈与若しくは同法第586条第1項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。

3・4 [略]

附 則

(狩猟税の税率の特例)

第30条 [略]

該取得の日から引き続き3年以上当該家屋を外国人留学生の寄宿舎の用に供したときは、当該土地の取得又は家屋の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2～7 [略]

(不動産取得税の課税免除)

第66条 次の各号のいずれかに該当する不動産の取得に対しては、その取得者の申請により不動産取得税を免除する。

(1)・(2) [略]

(3) 公益社団法人又は公益財団法人でその出資金額又は拠出された金額の全額が地方公共団体により出資又は拠出をされているものが、その本来の業務のために譲渡する目的で前号に規定する事業の用に供する土地又は政令第37条の11各号に規定する不動産を取得したときにおける当該不動産の取得

2 [略]

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第67条の2 [略]

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法(明治29年法律第89号)第482条に規定する他の給付又は同法第549条若しくは第553条に規定する贈与若しくは同法第586条第1項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第1項又は第2項の規定を適用する。

3・4 [略]

附 則

(狩猟税の税率の特例)

第30条 [略]

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る特例)

第31条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下この条において「整備法」という。）第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項（整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。次項から第4項まで及び第6項において同じ。）の登記をしていないもの（整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたもの（以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。）を除く。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第27条第4項の規定を適用する。

2 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項の登記をしていないもの（認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人（以下この条において「非営利型法人」という。）に該当するものに限る。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第42条第1項の規定を適用する。

3 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項の登記をしていないものについては、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第64条の8第1項及び第66条第1項の規定を適用する。

4 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項の登記をしていないもの（認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、非営利型法人に該当するものに限る。）については、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、第27条第5項及び第38条第1項の規定を適用する。

5 平成20年11月30日において現に所得税法等の一部を改正する法律（平

成20年法律第23号) 第2条の規定による改正前の法人税法別表第2第2号の指定を受けている外国法人については、平成25年11月30日までに開始する事業年度分の法人の県民税に限り、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、第27条第5項及び第38条第1項の規定を適用する。

6 整備法第41条第1項の規定により存続する一般社団法人若しくは一般財団法人であって整備法第106条第1項の登記をしていないもの又は認可取消社団法人若しくは認可取消財団法人については、一般社団法人又は一般財団法人とみなして、第38条第1項及び第42条第1項の規定を適用する。

7 整備法第2条第1項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第3条第1項本文の規定の適用を受けるもの及び整備法第25条第2項に規定する特例無限責任中間法人については、一般社団法人とみなして、第38条第1項及び第42条第1項の規定を適用する。

4 (県民税の課税客体等)

第27条 県民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額によって、第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額によって、第5号に掲げる者に対しては利子割額によって、第6号に掲げる者に対しては配当割額によって、第7号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によって課する。

(1)～(6) [略]

(7) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第37条の11の4第1項の規定の適用につき同項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書が提出された同法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座(以下この号、第41条の17及び第41条の18において「選択口座」という。)に係る同法第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等

(県民税の課税客体等)

第27条 県民税は、第1号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号に掲げる者に対しては均等割額によって、第4号の2に掲げる者に対しては法人税割額によって、第5号に掲げる者に対しては利子割額によって、第6号に掲げる者に対しては配当割額によって、第7号に掲げる者に対しては株式等譲渡所得割額によって課する。

(1)～(6) [略]

(7) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第37条の11の4第1項の規定の適用につき同項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書が提出された同法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座(以下この号、第41条の17及び第41条の18において「選択口座」という。)に係る同法第37条の11の3第1項に規定する特定口座内保管上場株式等

(第41条の17及び第41条の18第1項において「特定口座内保管上場株式等」という。)の同法第37条の11第1項に規定する譲渡(第41条の17及び第41条の18第1項において「譲渡」という。)の対価又は当該選択口座において処理された同法第37条の11第1項に規定する上場株式等(第41条の17及び第41条の18第1項において「上場株式等」という。)の同法第37条の11の3第2項に規定する信用取引等(第41条の17及び第41条の18第1項において「信用取引等」という。)に係る同法第37条の11の4第1項に規定する差金決済(第41条の17及び第41条の18第1項において「差金決済」という。)に係る差益に相当する金額の支払を受ける個人で当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するもの

2～7 [略]

(株式等譲渡所得割の申告納入)

第41条の18 前条の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済(次項において「対象譲渡等」という。)により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収し、その徴収の日の属する年の翌年の1月10日(政令第9条の20第1項で定める場合にあつては、同項で定める日)までに、総務省令第3条の12で定める納入申告書に同条で定める計算書を添付して、これを局長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

2 前条の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係

(第41条の17及び第41条の18第1項において「特定口座内保管上場株式等」という。)の同法第37条の12の2第2項に規定する譲渡(第41条の17及び第41条の18第1項において「譲渡」という。)の対価又は当該選択口座において処理された同法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等(第41条の17及び第41条の18第1項において「上場株式等」という。)の同法第37条の11の3第2項に規定する信用取引等(第41条の17及び第41条の18第1項において「信用取引等」という。)に係る同法第37条の11の4第1項に規定する差金決済(第41条の17及び第41条の18第1項において「差金決済」という。)に係る差益に相当する金額の支払を受ける個人で当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において県内に住所を有するもの

2～7 [略]

(株式等譲渡所得割の申告納入)

第41条の18 前条の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済(次項において「対象譲渡等」という。)により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収し、その徴収の日の属する年の翌年の1月10日(法第71条の51第2項の政令で定める場合にあつては、同項の政令で定める日)までに、同項の総務省令で定める納入申告書に同項の総務省令で定める計算書を添付して、これを局長に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

2 前条の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係

る租税特別措置法第37条の11の4第3項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額が同項に規定する源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなった場合には、その都度、当該選択口座に係る個人に対して当該満たない部分の金額に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。

附 則

(配当割の税率の特例)

第11条 平成16年1月1日から平成21年3月31日までの間に支払を受ける

べき特定配当等（租税特別措置法第4条の2第9項及び第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。）の額に係る配当割の税率は、第41条の9の規定にかかわらず、100分の3とする。

(株式等譲渡所得割の税率等の特例)

第18条の3の2 平成16年1月1日から平成20年12月31日までの間に行わ

れた第27条第1項第7号に規定する特定口座内保管上場株式等の同号に規定する譲渡又は同号に規定する上場株式等の同号に規定する信用取引等に係る同号に規定する差金決済により生じた特定株式等譲渡所得金額に係る株式等譲渡所得割の税率は、第41条の15の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 前項の場合において、第41条の18第2項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。

る租税特別措置法第37条の11の4第2項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額が同項に規定する源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなった場合には、その都度、当該選択口座に係る個人に対して当該満たない部分の金額に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。

附 則

第11条 削除

5 (県民税の所得控除)

第29条 前条の規定によって算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第34条に規定する雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、寄附金控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除する。

(県民税の所得控除)

第29条 前条の規定によって算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第34条に規定する雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除する。

第31条 削除

(寄附金税額控除)

第31条 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあつては、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共同募金会（その主たる事務所を当該納税義務者に係る賦課期日現在において県内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（当該納税義務者に係る賦課期日現在において県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、法第37条の2第1項第2号の政令で定めるもの

2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1) 当該納税義務者が前条第2項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る法第37条第1号イに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が0以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

195万円以下の金額	100分の85
195万円を超え330万円以下の金額	100分の80
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57
1,800万円を超える金額	100分の50

(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回るときであって、当該納税義務者が前条第2項に規定する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」という。）及び同条第2項に規定する課税退職所得金額（以下この項において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 100分の90

(3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が0を下回る時又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合（ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合）

ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分

(個人の県民税に係る徴収取扱費の交付)

第36条 個人の県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町村に対しては、徴収取扱費として次に掲げる金額の合計額を交付するものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額を法第314条の8第3項の規定により適用される同条第2項の規定によって市町村が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかつた金額に相当する金額

2・3 [略]

(社会福祉事業等の用に供する自動車に対する自動車税の課税免除)

第103条の6 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車(前条第1項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対しては、申請により自動車税を免除する。

(1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第1号から第6号までに掲げる事業(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第62条の規定による改正前の社会福祉法第2条第2項第4号又は第5号に掲げる事業に相当する事業を含む。)を経営する社会福祉法人が所有する自動車で直接その本来の事業の用に供するもの

(2)～(6) [略]

2 [略]

附 則

に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

(個人の県民税に係る徴収取扱費の交付)

第36条 個人の県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町村に対しては、徴収取扱費として次に掲げる金額の合計額を交付するものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 法第37条の4の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額を法第314条の9第3項の規定により適用される同条第2項の規定によって市町村が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかつた金額に相当する金額

2・3 [略]

(社会福祉事業等の用に供する自動車に対する自動車税の課税免除)

第103条の6 局長は、次の各号のいずれかに該当する自動車(前条第1項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対しては、申請により自動車税を免除する。

(1) 社会福祉法第2条第2項第1号から第6号までに掲げる事業(障害者自立支援法(平成17年法律第123号)附則第62条の規定による改正前の社会福祉法第2条第2項第4号又は第5号に掲げる事業に相当する事業を含む。)を経営する社会福祉法人が所有する自動車で直接その本来の事業の用に供するもの

(2)～(6) [略]

2 [略]

附 則

(公益法人等に係る県民税の課税の特例)

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)

第9条 [略]

2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第30条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(1) [略]

(2) 当該納税義務者の第30条及び第31条の2並びに法第37条及び法第37条の2並びに法附則第5条の4第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(3) 当該納税義務者の法第314条の3、法第314条の6及び法第314条の7並びに法附則第5条第3項及び法附則第5条の4第6項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

第8条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、法附則第3条の2の4第1項の政令で定めるところにより、これに租税特別措置法第40条第3項に規定する財産（同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る県民税の所得割を課する。

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)

第9条 [略]

2 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第30条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(1) [略]

(2) 当該納税義務者の第30条から第31条の2まで及び附則第10条の4並びに法第37条及び法第37条の3並びに法附則第5条の4第1項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(3) 当該納税義務者の法第314条の3及び法第314条の6から法第314条の8まで並びに法附則第5条第3項、法附則第5条の4第6項及び法附則第5条の5第2項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例)

第10条の3 [略]

(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例)

第10条の3 [略]

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第10条の4 第31条の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第30条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第14条第1項、附則第15条第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項又は附則第18条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第31条第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第30条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。

(1) 第30条第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第31条第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

(2) 第30条第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第31条第2項第1号の表の左欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合

(3) 前年中の所得について附則第14条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の50

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第14条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得及び雑所得の金額として政令附則第16条の3第1項で定めるところにより計算した金額（以下この項において「土地等に係る事業所得等の金額」という。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する県民税の所得割を課する。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等（租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地の譲渡等をいう。第4項において同じ。）が同条第3項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令附則第13条第1項で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第31条の2の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第14条第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。

(4) 前年中の所得について附則第18条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の60

(5) 前年中の所得について附則第15条第1項、附則第18条の2第1項又は附則第18条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第14条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得及び雑所得の金額として法附則第33条の3第1項の政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「土地等に係る事業所得等の金額」という。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する県民税の所得割を課する。

(1)・(2) [略]

2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等（租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地の譲渡等をいう。第4項において同じ。）が同条第3項各号に掲げる譲渡に該当することにつき法附則第33条の3第2項の総務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第31条及び第31条の2並びに附則第10条の4の規定の適用については、第31条第1項前段及び第31条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第31条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第10条の4中「所得割の額」とあるのは「所得

(3) [略]

4 [略]

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第15条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第31条の2の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第15条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。

(3) [略]

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第18条 [略]

2 前項に規定する譲渡所得で、その基因となる土地等の譲渡が租税特別措置法第28条の4第3項第1号から第3号までに掲げる譲渡に該当することにつき総務省令附則第14条において準用する総務省令附則第13条第1項で定めるところにより証明がされたものに係る前項の規定の適用については

割の額並びに附則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条の2各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第14条第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。

(3) [略]

4 [略]

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第15条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第31条及び第31条の2並びに附則第10条の4の規定の適用については、第31条第1項前段及び第31条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第31条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第10条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条の2各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第15条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。

(3) [略]

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第18条 [略]

2 前項に規定する譲渡所得で、その基因となる土地等の譲渡が租税特別措置法第28条の4第3項第1号から第3号までに掲げる譲渡に該当することにつき法附則第35条第3項の総務省令で定めるところにより証明がされたものに係る前項の規定の適用については、同項中「100分の3.6」とあるの

、同項中「100分の3.6」とあるのは、「100分の2」とする。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第31条の2の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第18条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。

(3) [略]

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の2 [略]

2・3 [略]

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(3) [略]

(4) 第31条の2の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

は、「100分の2」とする。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第31条及び第31条の2並びに附則第10条の4の規定の適用については、第31条第1項前段及び第31条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第31条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第10条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条の2各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第18条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。

(3) [略]

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の2 [略]

2・3 [略]

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(3) [略]

(4) 第31条及び第31条の2並びに附則第10条の4の規定の適用については、第31条第1項前段及び第31条の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第31条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第10条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条の2各号中「課税総所得金額」とある

(5) [略]

(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第18条の2の2 [略]

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして政令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項、次条第1項及び附則第18条の2の4において同じ。）をした場合には、政令附則第18条の2第3項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等（附則第18条の2の4において「株式等」という。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 [略]

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る県民税の所得計算の特例)

第18条の2の4 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき、同項第1号に規定する特定口座（その者が2以上の特定口座を有する場合には、それぞれの特定口座。以下この項及び次項において「特定

のは「課税総所得金額及び附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

(5) [略]

(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第18条の2の2 [略]

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座。以下この項において「特定管理口座」という。）に係る同条第1項に規定する振替口座簿（附則第18条の2の4第1項において「振替口座簿」という。）に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（これに類するものとして法附則第35条の2の2第2項の政令で定めるものを含む。以下この項、次条第1項及び附則第18条の2の4において同じ。）をした場合には、法附則第35条の2の2第2項の政令で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の租税特別措置法第37条の10第2項に規定する株式等（附則第18条の2の4において「株式等」という。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 [略]

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る県民税の所得計算の特例)

第18条の2の4 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき、同項第1号に規定する特定口座（その者が2以上の特定口座を有する場合には、それぞれの特定口座。以下この項及び次項において「特定

口座」という。)に係る同条第1項に規定する振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に保管の委託がされている上場株式等(以下この項において「特定口座内保管上場株式等」という。)の譲渡をした場合には、政令附則第18条の4第1項で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 [略]

(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の4 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額及び雑所得の金額として政令附則第18条の7第1項で定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第3号の規定により読み替えて適用される第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(3) [略]

(4) 第31条の2の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による県民税

口座」という。)に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に保管の委託がされている上場株式等(以下この項において「特定口座内保管上場株式等」という。)の譲渡をした場合には、法附則第35条の2の4第1項の政令で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 [略]

(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の4 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額及び雑所得の金額として法附則第35条の4第1項の政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第3号の規定により読み替えて適用される第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(3) [略]

(4) 第31条及び第31条の2並びに附則第10条の4の規定の適用については、第31条第1項前段及び第31条の2中「所得割の額」とあるのは

の所得割の額」と、同条各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第18条の4第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。

(5) [略]

「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、第31条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の4第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第10条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、第31条の2各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第18条の4第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。

(5) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 表1の項の改正部分 公布の日
- (2) 表2の項の改正部分 平成20年10月1日
- (3) 表3の項の改正部分及び附則第3条から第5条までの規定 平成20年12月1日
- (4) 表4の項の改正部分及び次条第1項から第3項までの規定 平成21年1月1日
- (5) 表5の項の改正部分並びに次条第4項及び第5項の規定 平成21年4月1日

(個人の県民税に関する経過措置)

第2条 平成21年1月1日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の岩手県県税条例（以下「旧条例」という。）附則第11条に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

2 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号。以下「平成20年改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第15号に規定する特定配当等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第4条の2第9項又は第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。）に係るこの条例による改正後の岩手県県税条例（以下「新条例」という。）第41条の9の規定の適用については、同条中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。

3 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に行われる新条例第41条の18第1項に規定する対象譲渡等に係る新条例第41条の15及び第41条の18第2項の規定の適用については、これらの規定中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。

4 新条例第31条及び附則第10条の4の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する新条例第31条第1項各号に掲げる寄附金について適用する。

5 新条例附則第8条の2の規定は、租税特別措置法第40条第2項又は第3項の規定による同条第1項後段の承認の取消しが平成20年12月1日以後にされる場合について適用する。

(法人の県民税に関する経過措置)

第3条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号。以下「旧民法」という。）第34条の法人であって、平成20年改正法による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第25条第1項第2号に規定するもの（収益事業を行わないものに限る。）に対して課する平成20年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第4条 平成20年12月1日前に開始した事業年度に係る旧法第72条の5第1項第2号に掲げる旧民法第34条の規定により設立した法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第5条 平成20年12月1日前の旧民法第34条の法人による不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。